



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
 TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
 TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040
 URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



エン・ジャパン株式会社が実施した「コロナ禍でわかった、無くてよかったもの、必要になったもの」に関するアンケート調査（655社の人事担当者が回答）で、新型コロナウイルスの影響による働き方・社内制度の変更などの対応を尋ねたところ、86%が対応をしたと回答しました。実施率が50%以上の施策を見ると、「社員が大勢集まる会議やイベントの禁止」（78%）、「テレワーク・在宅勤務の導入」（72%）、「オンライン会議システムの導入」（62%）、「時差出勤の導入」（60%）、「訪問営業の自粛、オンライン化」（53%）、「出張の禁止・自粛」（53%）、「採用選考のオンライン化」（50%）となっています。また、「コロナ対応によってわかった、無くてよかったもの」については、多い順に「対面の会議」（45%）、「社内イベント」（25%）、「定時勤務」（23%）、「押印（ハンコ文化）」（21%）、「書類での申請」（19%）などの回答があります。新型コロナ対応2年目となり、様々なものがオンライン化されています。リモート会議などもすっかり常識の範疇になっているようですので、使い方のルール等もまとめておきましょう。一方で、ネットワーク頼みのツールであるがゆえ、ネットワークに障害があった場合にか、という対応策もこれまで以上に考えておく必要があります。

「小学校休業等対応助成金・支援金」が再開

◆「小学校休業等対応助成金・支援金」制度

感染症対策においてワクチン接種が進んではいらぬものの、未だ感染拡大の勢いは止まらず、最近では若年層（10代）におけるクラスター発生も耳にするようになってきました。そのような傾向もあり、令和2年度に実施されていた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開される予定です。

【支給対象者】

- ・ **子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇**（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）**を取得させた事業主**
- ・ **子どもの世話をを行うことが必要となった保護者**であって、委託を受けて個人で仕事をする者

【対象となる子ども】

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（*）に通う子ども
 * 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 下記 i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子どもまたは新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する

リスクの高い基礎疾患等を有する子ども

【対象となる休暇期間】

令和3年8月1日以降 12月31日までに取得した休暇

* 令和3年7月31日までに取得した休暇については、「両立支援等助成金 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例」の対象。

※以上の助成金の情報に関しましては、令和3年9月7日時点の最新情報に基づきお知らせしております。ご利用をご検討の場合は最新情報をご確認ください。

令和2年度 長時間労働に対する監督指導結果

◆監督指導の実施事業場数と監督指導の主な内容

厚生労働省は、長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表しました。これによると、対象となった24,042事業場のうち、8,904事業場（37.0%）で違法な時間外労働が確認されました。このうち実際に**1カ月当たり80時間を超える時間外・休日労働**が認められた事業場は2,982事業場（違法な時間外労働があったもののうち33.5%）でした。

また、**賃金不払残業**があったものは1,551事業場（6.5%）、**過重労働による健康障害防止措置が未実施**のものは4,628事業場（19.2%）となっています。

◆主な健康障害防止に関する指導の状況

健康障害防止に関する指導の状況（健康障害防止のため指導票を交付した事業場）としては、①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したものが9,676事業場（40.2%）、②**労働時間の把握が不適正**



なため指導したものが 4,301 事業場（17.9%）となっています。

②の指導事項の中では、「始業・終業時刻の確認・記録」（2,609 事業場）のほかに、自己申告制による場合の「実態調査の実施」（1,806 事業場）の数が目立っています。

◆労働時間の管理方法の内訳

監督指導を実施した事業場において労働時間の管理方法を確認したところ、「使用者自ら現認」が 2,109 事業場、「タイムカードを基礎」が 9,088 事業場、「ICカード、IDカードを基礎」が 4,497 事業場、「PCの使用時間の記録を基礎」が 1,680 事業場、「自己申告制」が 7,126 事業場と、自己申告制を採用している企業は多いようですが、指導事項をみても管理が不十分な企業も少なくないことがわかります。各企業でも労働時間の管理方法についてはあらためて確認したいところです。

ハローワークの新しい求人サービス機能

◆9月21日より新機能追加

これまで、ハローワークインターネット上に求人者マイページを開設することで、ハローワークに出向くことなく、求人募集やその内容の変更などが行えていました。また、「**求職者情報検索**」という機能があり、ハローワークに登録している**求職者を、経歴や資格等で検索し、その結果、求人情報に合致する求職者に対して連絡**を行うといったことも可能でした。

そのハローワークインターネットサービスに、9月から次の新機能が追加されました。

- オンラインハローワーク紹介
- オンライン自主応募

◆オンラインハローワーク紹介

ハローワークが求職者と求人者の適合性を判断した、マッチングしそうな求人の紹介を受けられるようになります。

ハローワークが送った求人者に求職者が応募すると、求人者マイページに応募通知が届きます。そして、応募者の応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができます。選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務が不要になり、応募書類の管理や採否入力の効率化を図ることができますようになります。

◆オンライン自主応募

ハローワークインターネットサービスに掲載されてい

る求人に対して、**求職者が求人者マイページを通じて直接応募**できるようになります。なお、オンライン自主応募での採用は、ハローワーク等の職業紹介を要件とする特定求職者雇用開発助成金等は対象とはならないとされています。

応募があると、求人者マイページに通知が届きますが、ハローワークからの連絡はありませんので、求人者マイページを定期的に確認する必要があります。オンライン上で応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができ、選考結果の通知や管理もできる点は、オンラインハローワーク紹介と同様です。

令和3年度の最低賃金の改定

◆過去最大の全国一律28円引上げ

10月1日から、地域別最低賃金額（時給）が改定、順次適用されます。今年度の最低賃金は、全国加重平均が昨年より28円増え930円（前年同期比3.1%増）となり、過去最大の引上げ幅となりました。

昨年度の中央最低賃金審議会の答申では、新型コロナウイルスの影響により「現行水準を維持することが適当」とし、引上げの目安額が示されませんでした。今年度は政府が目標として掲げている「年3%の引上げ、早期に加重平均1,000円」を考慮し、全国一律28円の引上げの目安を公表しました。

◆全国の最低賃金の状況は

地域別の最低賃金額では、最高額は東京都の1,041円、最低額は高知県と沖縄県の820円で、その金額差は221円と、昨年と変わりませんでした。しかし、目安額の28円に4円上積みし32円引き上げた島根県（824円）のほか、6県が目安額以上を上積みしたため、割合で見ると地域間の賃金格差は縮まったこととなります。また、今年度初めて、全国で800円を超えました。

兵庫県では、28円引上げの928円、大阪でも同じく28円引上げで992円となりました。関西6府県ではいずれも28円の引上げで、大阪・京都は2年ぶりの増額となります。

<事務所からのご案内>

■ 同一労働同一賃金対応／コロナ対応 無料相談会

10月は「同一労働同一賃金対応」・「新型コロナ対応」の無料相談会です。オンライン相談もご対応いたします。是非お気軽にご利用ください。

ご案内しておりました「65歳超雇用推進助成金」は、9月24日で新規受付終了となりました。多くのご相談をいただきありがとうございました。